

# 公益財団法人スズキ教育文化財団 奨学規程

## 第1章 総 則

(奨学生と奨学金)

第1条 公益財団法人スズキ教育文化財団定款第51条の規定に基づき、奨学金の支給についてこの規程を定める。

第2条 公益財団法人スズキ教育文化財団（以下「本財団」という。）は、学業、人物ともに優秀かつ健康な生徒又は学生であって、経済的理由により就学困難な者に対し、学資を支給する。ただし、他の育英、奨学を目的とする団体から学資の全部または一部を貸与または給与されていない者とする。

第3条 本財団から学資の給付を受ける者を「奨学生」といい、その学資を「奨学金」という。

2 奨学生は、高校奨学生と大学奨学生とする。

(奨学生の応募資格)

第4条 本財団の高校奨学生に志願できる者は、静岡県内の中学校の第3学年または高等学校に在学する生徒で、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者とする。

2 本財団の大学奨学生に志願できる者は、静岡県内の高等学校または高等専門学校を卒業し、大学へ進学する者のうち、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者とする。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生の募集時期)

第5条 奨学生の募集時期は、高校奨学生の場合は中学3年生の秋季と高校2年生または3年生の春季、大学奨学生の場合は高校3年生または高等専門学校5年生の冬季とする。

2 本財団が奨学生を募集するときは、その都度募集要項を公開する。

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第6条 奨学生志願者は、保護者と連署した本財団あての奨学生願書（様式第1号）及

び家庭状況報告書（様式第2号）を、現に在籍する学校長（以下「校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

- 2 校長は、奨学生志願者を本財団に推薦しようとするときは、第4条に規定する資格を審査の上、奨学生推薦書（様式第3号）を作成して、奨学生願書、家庭状況報告書及びその他必要な書類を本財団に提出するものとする。

#### （奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、選考委員会において選考し、理事長が決定する。

- 2 奨学生の採用を決定したときは、校長を経て本人に通知する。
- 3 採用決定した奨学生は、速やかに誓約書及び奨学金受取口座指定書（様式第4号）と在学証明書を本財団に提出する。

#### （奨学金の給付）

第8条 奨学金は、高校奨学生年額240,000円、大学奨学生年額600,000円とし、それぞれ正規の修業期間中の4月、10月の2回に分けて給付する。ただし、高校2年生または3年生で高校奨学生となった場合の初回給付だけは6月とする。

- 2 奨学金の給付は、奨学生個人の預金口座に振り込むものとする。
- 3 奨学金は、返還することを要しない。

#### （学業成績並びに奨学金受領の報告）

第9条 奨学生は、毎年、校長又は学長を経て、成績証明書を提出しなければならない。

- 2 奨学生は、奨学金の受領を確認した後、その旨を速やかに報告しなければならない。

#### （奨学生の届出義務）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学するとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 留年したとき。
- (4) 病気、事故その他の理由により、欠席が3ヵ月以上にわたると見込まれたとき。
- (5) 本人又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

#### （転学又は退学による奨学金の取扱い）

第11条 奨学生が転学又は退学したときは、奨学金の給付を辞退したものとみなす。ただし、転学した場合に校長又は学長を経て奨学生が継続を願い出たときは、奨学金の給付を継続することができる。

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金の給付を休止又は停止する。本条でいう「休止」とは給付時期を延期すること、「停止」とは一定期間の給付をしないことをいう。

- (1) 休学したときは、特に本財団が認めた事由による場合は休学期間の給付を休止し、それ以外の場合は休学した月以降の給付を停止する。
- (2) 停学処分を受けたときは、処分を受けた月以降の給付を停止する。
- (3) 留年したときは、その理由がやむを得ない事由による場合は4年間を限度に給付を継続し、奨学生の怠惰による場合は事情により休止又は停止する。
- (4) 疾病、不慮の事故、災難等のため3ヵ月以上に亘って欠席するときは、本財団は奨学生に近況報告を求め、事情により給付を休止又は停止することがある。
- (5) 疾病、不慮の事故、災難等のため就学の見込みがなくなったときは、以降の給付を停止する。
- (6) 学業成績が不良となり、又は学内外を問わず処罰の対象となり、第4条に規定した奨学生としての応募資格を逸脱したときは、以降の給付を停止する。

(報告、届出不履行者の取り扱い)

第13条 第9条又は第10条に定めた報告、届出の履行を故意に怠ったときは、奨学金の給付を休止又は停止することができる。

(奨学金の復活)

第14条 前2条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由がなくなり奨学金の給付の復活を希望するときは、休止又は停止された事由が消滅したことを示す客観的な書証を添え、本財団に申請するものとし、本財団は書類審査のうえ復活を決定する。

(死亡の届出)

第15条 奨学生が死亡したときは、保護者は校長又は学長を経て、直ちに届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも（但し、高校奨学生は校長を経て）奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第17条 第8条第3項の規定にかかわらず、以下に該当する場合、本財団は既に給付した奨学金の一部または全額の返還を求めることができる。

- (1) 故意による重大な違約があると認められたとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正手段によって給付を受けたことが明らかになった場合。

### 第3章 補 則

(改訂)

第18条 この規程を改訂しようとする場合は、理事会並びに評議員会においてそれぞれ3分の2以上の賛成を得て議決されなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成12年11月7日から施行する。

この規程は、平成16年1月9日から改訂実施する。

この規程は、平成18年11月24日から改訂実施する。

この規程は、平成21年6月11日から改訂実施する。

この規程は、平成22年4月1日から改訂実施する。

この規程は、平成25年4月1日から改訂実施する。

この規程は、平成27年4月1日から改訂実施する。

この規程は、平成28年7月1日から改訂実施する。